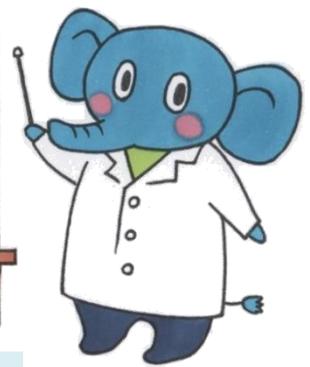


平成30年度

消費生活相談員 育成講座

島根県主催

受講無料



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

消費生活を巡る事故・トラブル等の消費者相談に対応する専門職として消費者安全法に位置づけられた**国家資格**「消費生活相談員」。その受験対策講座を開講します。

こんな方の応募をお待ちしています！！

- ※県の消費者関係講座の受講経験があり、更に学習を深めたい方
 - ※法律の学習経験があり、将来に備え国家資格取得を目指す方
 - ※自治体・消費者団体・企業等で消費生活相談や消費者教育に携わる方
 - ※消費者問題に強い関心があり、解決のための社会活動に取り組みたい方
 - ※大学レベルの集中的な学習が苦にならない方
- 詳しい応募要件は裏面をご覧ください

●今年は大田市で開催！！

島根県立男女共同参画センターあすてらす
(大田市大田町大田イ236-4)

※国家試験一次試験は松江市・広島市等で受験可能

●1日6時間×全8回の濃密なカリキュラム！！



回数	日程	学習科目
第1回	7/1 (日)	ガイダンス／消費生活相談員の仕事について／消費者問題概説 消費者行政全般／環境問題／民法①
第2回	7/8 (日)	民法② 民法③／消費者契約法の知識
第3回	7/22 (日)	特定商取引法① 特定商取引法②／割賦販売法①
第4回	7/29 (日)	割賦販売法②／電子商取引・情報通信に関する法令 製品安全に関する法令の知識
第5回	8/5 (日)	衣食住に関する消費者問題① 衣食住に関する消費者問題②／金融・保険に関する消費者問題／金融商品取引法等
第6回	8/19 (日)	景品表示法・独占禁止法 個人情報保護法／医薬品に関する法令（医薬品医療機器等法）など
第7回	8/26 (日)	多重債務問題に関する法令の知識／訴訟と調停に関する法令① 訴訟と調停に関する法令②／消費者裁判特例法／経済・市場
第8回	9/2 (日)	模擬試験（短答式）解答作成 模擬試験（短答式）の解説および論文対策

※時間は各回10:00～17:00（昼休憩を除いて6時間、適宜途中休憩あり）

応募要件・応募方法は裏面で！



平成30年度消費生活相談員育成講座について

- ★主催者：島根県
- ★運営者：株式会社東京リーガルマインド
- ★募集人数：40名
- ★受講料：無料
- ★申込期限：平成30年6月14日（木）必着
- ★申込方法：下記「申し込み・問い合わせ先」をご参照の上、電子申請又は受講申込書の提出（電子メール、FAX、郵送又はご持参）をお願いします。
- ★受講資格：以下のいずれかに当てはまる島根県在住者又は島根県在勤者で、今年度又は来年度に消費者安全法に基づく消費生活相談員試験を受験する意思のある方とします。（国民生活センター実施試験・日本産業協会実施試験のどちらを受験されても構いませんが、講座内容は国民生活センター実施試験に準じます）
 - ①過去の本講座または消費者リーダー育成講座の修了者
 - ②自治体の消費生活相談員として勤務中または6ヶ月以上の勤務経験のある方
 - ③消費生活専門資格（改正前の消費者安全法施行規則に掲げる三資格）をお持ちの方、消費者関連法など一定の素養があると認められる方（個別にご相談ください）

★その他の留意事項

※応募者多数の場合は書類審査により選考します。

（受講決定通知は6月20日頃の予定）

※受講生に対し国家資格取得後の各自治体での雇用を保証するものではありません。

※国家試験の受験申込みは各自直接行ってください。

【参考：一次試験日】国民生活センター実施試験 10月13日（松江で受験可）
日本産業協会実施試験 9月30日

個人情報取扱に関する特記事項

講座の目的（消費者支援活動の人材育成）および運営の必要上から、応募に際してあらかじめ、個人情報の取扱いに関する下記の点についてご了承ください。なお、講座の目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①主催者（県）と運営者（東京リーガルマインド）は、講座の運営に必要な範囲内で、受講生の個人情報を共有します。
- ②受講生は、運営者及び主催者の照会に応じて、受験に関する情報（申込状況、受験結果〔合否・点数〕など）を提供するものとします。
- ③主催者は、本講座を修了（全8回中6回以上出席）した者について、島根県消費生活相談員人材バンクに登録します。登録した個人情報は、県が活用するほか、県内の自治体の求めに応じて提供する場合があります。

■申し込み・問い合わせ先

しまね電子申請サービス PC <http://s-kantan.com/pref-shimane-u/>
スマートフォン 下のバーコードから

〒690-0887 松江市殿町8番地3

島根県市町村振興センター5階

島根県消費とくらしの安全室

Tel 0852-22-6216 Fax 0852-32-5918

E-Mail shohishitsu@pref.shimane.lg.jp

